

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第10回）

令和8年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2026 KajiwaraJuku.

2026-SP Ver1.1

・届出期間

- ・その事実の日から30日以内に、免許権者に届出なければならない
- ・相続人が届出義務者となる死亡の場合、相続人が知った日から30日以内に、免許権者に届出なければならない

・届出原因と義務者

届出原因	届出義務者	免許の失効
死亡	相続人	その時より失効
法人の合併による消滅	消滅会社の代表役員	
破産手続開始の決定	破産管財人	届出時より失効
法人が合併・破産 以外の理由により解散 ex.株主総会決議により解散	清算人	
宅地建物取引業の廃止	<u>業者であった個人 業者であった代表役員</u>	

●2-7 再交付

・業者免許証の再交付

- ・業者は、免許証を亡失・滅失・汚損・破損したときは、遅滞なく、免許権者に、免許証の再交付を申請しなければならない
- *汚損・破損の場合には免許証を添えて申請しなければならない

●2-8 返納

・業者免許証の返納

- ・業者は、①～④の次のいずれかに該当する場合、遅滞なく、免許権者に、返納しなければならない

①	監督処分により免許を取り消されたとき	cf.P70
②	廃業等の届出をするとき	cf.P9
③	亡失した免許証を発見したとき	cf.P10
	⇒亡失した免許証を返納する	≠再交付された免許証
④	免許換えにより、効力を喪失したとき	cf.P9

*業者が免許の更新を怠り、免許証の有効期間が満了しても、返納義務はない

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajivarajuku.com>

これだけで合格する！

宅建士試験過去問セレクト13年+ α

サンプル講義用 ② 宅地建物取引業法

令和8年受験版

2-5-5

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者D（甲県知事免許）は、甲県の事務所を廃止し、乙県内で新たに事務所を設置して宅地建物取引業を営もうとする場合、甲県知事へ廃業の届出を行うとともに、乙県知事への免許換えの申請を行わなければならない。

2-5-6

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

宅地建物取引業者C（乙県知事免許）が国土交通大臣に免許換えの申請を行っているときは、Cは、取引の相手方に対し、重要事項説明書及び宅地建物取引業法第37条の規定により交付すべき書面を交付することができない。

2-6-1

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

個人である宅地建物取引業者E（甲県知事免許）が死亡した場合、その相続人は、Eの死亡を知った日から30日以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない、免許はその届出があった日に失効する。

2-6-2

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

個人である宅地建物取引業者A（甲県知事免許）が死亡した場合、Aの相続人は、Aの死亡の日から30日以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない。

2-5-5	R7-41-4	×誤り	P9	
<p>②A都道府県知事免許を受けた業者が、A都道府県の「事務所」を廃止し、B都道府県にのみ「事務所」を有することとなった場合は、B都道府県知事に申請しなければなりません。</p> <p>この場合、免許換えの申請の他に甲県知事へ廃業の届出は必要ありません。</p> <p>「甲県事務所を廃止し、乙県内で新たに事務所を設置・・・甲県知事へ廃業の届出」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-5-6	R3b-36-2	×誤り	P9	
<p>免許換えについて、免許換えの手続きの間でも、宅地建物取引業を引き続き営むことができます。</p> <p>「免許換えの申請・・・重要事項説明書・・・第37条の規定・・・書面を交付することができない」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-6-1	H29-44-3	×誤り	P10	
<p>廃業等の届出について、個人事業者である業者が死亡した場合、相続人が知った日から30日以内に届出をしなければなりません。そして、免許の効力は、死亡の時より失効します。</p> <p>「・・・免許はその届出があった日に失効する」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-6-2	R3b-29-3	×誤り	P10	
<p>個人事業者である業者が死亡した場合、相続人が知った日から30日以内に届出をしなければなりません。</p> <p>「Aの相続人は・・・Aの死亡の日から30日以内・・・届け出なければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-6-3

宅地建物取引業者が行う届出に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

宅地建物取引業者B（乙県知事免許）が、宅地建物取引業者ではないCとの合併により消滅した場合、Bを代表する役員であった者は、その日から30日以内にその旨を乙県知事に届け出なければならない。

2-6-4

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

法人である宅地建物取引業者B（乙県知事免許）が合併により消滅した場合、Bを代表する役員であった者は、その日から30日以内に、その旨を乙県知事に届け出なければならない。

2-6-5

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

法人である宅地建物取引業者A（甲県知事免許）について破産手続開始の決定があった場合、その日から30日以内に、Aを代表する役員Bは、その旨を、甲県知事に届け出なければならない。

2-6-6

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者B（甲県知事免許）が株主総会の決議により解散した場合、Bを代表する役員であった者は、その旨を当該解散の日から60日以内に甲県知事に届け出なければならない。

2-6-3	R5-32-2	○正しい	P10
<p>廃業等の届出について、その事実の日から30日以内に、免許権者に届出なければなりません。</p> <p>本肢の法人の合併による消滅の場合は、消滅会社の代表役員が届出義務を負います。</p> <p>本肢記載のとおりです。</p>			

2-6-4	R3b-29-4	○正しい	P10
<p>廃業等の届出について、その事実の日から30日以内に、免許権者に届出なければなりません。</p> <p>本肢の法人の合併による消滅の場合は、消滅会社の代表役員が届出義務を負います。</p> <p>本肢記載のとおりです。</p>			

2-6-5	R3b-36-1	×誤り	P10
<p>廃業等の届出について、その事実の日から30日以内に、免許権者に届出なければなりません。</p> <p>本肢の破産手続開始の決定の場合は、破産管財人が届出義務を負います。</p> <p>「破産手続開始の決定・・・Aを代表する役員B・・・甲県知事に届け出」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-6-6	R7-41-2	×誤り	P10
<p>廃業等の届出について、その事実の日から30日以内に、免許権者に届出なければなりません。</p> <p>本肢の破産手続開始の決定の場合は、破産管財人が届出義務を負います。</p> <p>また、免許は、届出時より失効します。</p> <p>「株主総会の決議により解散・・・Bを代表する役員であった者・・・60日以内」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-6-7

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者D社について破産手続開始の決定があった場合、D社を代表する役員は廃業を届け出なければならない。また、廃業が届け出られた日にかかわらず、破産手続開始の決定の日をもって免許の効力が失われる。

2-8-1

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

個人である宅地建物取引業者A（甲県知事免許）が、免許の更新の申請を怠り、その有効期間が満了した場合、Aは、遅滞なく、甲県知事に免許証を返納しなければならない。

2-8-2

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者D（丙県知事免許）が、免許の更新の申請を怠り、その有効期間が満了した場合、Dは、遅滞なく、丙県知事に免許証を返納しなければならない。

2-6-7	R2a-43-3	×誤り	P10
<p>廃業等の届出について、その事実の日から30日以内に、免許権者に届出なければなりません。</p> <p>本肢の株主総会決議により解散の場合は、清算人が届出義務を負います。</p> <p>「D社を代表する役員は・・・決定の日をもって免許の効力が失われる」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-8-1	H28-35-1	×誤り	P11
<p>業者免許証の返納について、業者は、①～④次のいずれかに該当する場合、遅滞なく、免許権者に、返納しなければなりません。本肢はこれに該当しません。</p> <p>業者が免許の更新を怠り、免許証の有効期間が満了しても返納義務はありません。</p> <p>「・・・遅滞なく・・・免許証を返納しなければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-8-2	R3b-36-3	×誤り	P11
<p>業者免許証の返納について、業者は、①～④次のいずれかに該当する場合、遅滞なく、免許権者に、返納しなければなりません。本肢はこれに該当しません。</p> <p>業者が免許の更新を怠り、免許証の有効期間が満了しても返納義務はありません。</p> <p>「・・・遅滞なく・・・免許証を返納しなければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>			

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajivarajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります